



# 栃木県公報

令和5(2023)年  
2月24日(金)  
第382号

## 目次

### 告 示

○予定保安林	107
○児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定	107
○収去飼料検査結果の概要	108
○道路の区域の変更	109
○道路の供用開始	111
○建築基準法による道路の指定	111

### 公 告

○土地区画整理組合理事の就任	111
○都市計画決定図書の写しの縦覧	112
○開発行為の工事完了	112

### 栃木県道路公社

○有料道路に係る料金の額の変更	113
-----------------	-----

## 告 示

### 栃木県告示第56号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5(2023)年2月24日

栃木県知事 福田 富一

- 保安林予定森林の所在場所  
大田原市須賀川字石畑114、121、字井戸ノ入136-1、138-1、145から148まで、4251-1、4253-1、4255、4256-1、4256-2、4259、4268-1、4268-3、字柏林4242-1、4243、4244、4246、4248-1、4249-1、字小作4271、4272、字堂ノ入41、42、45、4275-1、4276、4282、4284、4289、4292、4293、字萩ノ窪4302-1から4302-6まで、4303、4305-1、4305-2
- 指定の目的  
水源の涵養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。

(森林整備課)

### 栃木県告示第57号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり公示する。

令和5（2023）年2月24日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事業所		事業者		指定の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0950300319	のびるばとちぎ	栃木市皆川城内町390-6	あいケアステーション株式会社	栃木市菌部町2-5-9	令和5(2023)年2月1日	児童発達支援
0950800391	放課後等デイサービスたいよう	小山市羽川10-10村井アパート101、102	株式会社結ケアリング	小山市若木町3-20-17	令和5(2023)年2月1日	放課後等デイサービス

(障害福祉課)

栃木県告示第58号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第4項の規定により、令和4（2022）年10月から同年12月までの間に検査した収去飼料の分析結果の概要を次のとおり公表する。

令和5（2023）年2月24日

栃木県知事 福田 富一

1 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
明治飼糧（株）真岡TMRセンター真岡市	同左	ドライミックスC15	R4（2022）.11	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無

注）1 試験項目の欄には、栄養成分等－粗たん白質等の検査項目ごとに記載する。

2 違反の有無及び違反の内容の欄には違反の有無を記載し、表示量に対して過不足があった場合にはその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合にはその内容を、それぞれ記載する。

2 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
明治飼糧（株）真岡TMRセンター真岡市	同左	飼料	ドライミックスC15	R4（2022）.11	重金属－カドミウム	無
茂木町役場茂木町有機物リ	同左	飼料	美土里竹粉	R4（2022）.10	重金属－カドミウム	無

サイクルセンター美土里館 内竹粉製造工場 茂木町						
--------------------------------	--	--	--	--	--	--

注) 1 試験項目の欄には、重金属-カドミウム等の検査項目ごとに適宜区分し記載する。  
 2 違反の有無及び違反の内容の欄には違反の有無を記載し、違反が認められた場合には、その違反の内容、違反となった試験項目及びその試験値を記載する。

(畜産振興課)

栃木県告示第59号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和5(2023)年2月24日から同年3月27日まで一般の縦覧に供する。

令和5(2023)年2月24日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 一般国道

路線名 119号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
/	前	宇都宮市石那田町字道陸神後794-1から 宇都宮市石那田町字道陸神後791-1まで	16.3 ~ 18.6	84.4	
	後	宇都宮市石那田町字道陸神後794-1から 宇都宮市石那田町字道陸神後791-1まで	16.3 ~ 21.0	84.4	

II

道路の種類 一般国道

路線名 408号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
/	前	真岡市寺内字篠山原777-3から 真岡市寺内字篠山原756-1まで	18.0 ~ 18.0	270.0	
	後	真岡市寺内字篠山原777-3から 真岡市寺内字篠山原756-1まで	18.0 ~ 21.0	270.0	

III

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 宇都宮笠間線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
1	前	芳賀郡茂木町大字深沢字牛骨2084から 芳賀郡茂木町大字深沢字鉾田1276-3 まで	7.8～16.0	239.0	
	後	芳賀郡茂木町大字深沢字牛骨2084から 芳賀郡茂木町大字深沢字鉾田1276-3 まで	7.8～20.4	239.0	

## IV

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 宇都宮今市線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
70	前	宇都宮市駒生町850-1から 宇都宮市駒生町849-2まで	20.0～20.0	58.8	
	後	宇都宮市駒生町850-1から 宇都宮市駒生町849-2まで	20.0～20.0	58.8	

## V

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 宇都宮今市線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
70	前	宇都宮市駒生町1351-2から 宇都宮市駒生町1358-1まで	20.0～20.0	68.4	
	後	宇都宮市駒生町1351-2から 宇都宮市駒生町1358-1まで	20.0～20.0	68.4	

## VI

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 深沢岩瀬線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
229	前	芳賀郡茂木町大字深沢字牛骨1267-6 から 芳賀郡茂木町大字深沢字中原3208まで	15.9～23.9	300.0	
	後	芳賀郡茂木町大字深沢字牛骨1267-6 から 芳賀郡茂木町大字深沢字中原3208まで	15.9～25.1	300.0	

## VII

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 芳賀茂木線

## 道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
333	前	芳賀郡茂木町大字烏生田5-1から 芳賀郡茂木町大字烏生田629-4まで	15.7～31.5	48.4	
	後	芳賀郡茂木町大字烏生田5-1から 芳賀郡茂木町大字烏生田629-4まで	15.3～20.1	48.4	

## 栃木県告示第60号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和5（2023）年2月24日から同年3月27日まで一般の縦覧に供する。

令和5（2023）年2月24日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
	一般国道294号	那須烏山市野上708-5から 那須烏山市野上710-6まで	令和5（2023）年 2月24日
333	一般県道 芳賀茂木線	芳賀郡茂木町大字町田1240-3から 芳賀郡茂木町大字烏生田629-4まで	令和5（2023）年 2月24日

(道路保全課)

## 栃木県告示第61号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第4号の規定により次のとおり道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

令和5（2023）年2月24日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類	道路の位置	道路の延長 及び幅員	指 定 年 月 日	所 管 の 土木事務所
法第42条第1項第4号の規定による道路	下都賀郡壬生町大字壬生丁字六美10-4の一部他	延長1948.08m 幅員4.00m ～27.00m	令和5 (2023)年 2月17日	栃 木 土木事務所

(建築課)

## 公 告

## ○土地区画整理組合理事の就任

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の理事について就任した旨の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

令和5（2023）年2月24日

栃木県知事 福田 富一

土地区画 整理組合名	氏 名	住 所	届出年月日
---------------	-----	-----	-------

真岡市亀山北土地区画整理組合	阿久津浩一	真岡市下鷲谷147番地3	令和5(2023)年2月13日
	阿久津 保	真岡市下鷲谷133番地	
	浅香 映夫	真岡市下籠谷4243番地10	
	池崎 啓一	真岡市下籠谷4267番地	
	大野 元樹	真岡市下鷲谷121番地5	
	河合 秀雄	真岡市亀山332番地19	
	菊地 英夫	真岡市亀山308番地	
	小松 春良	真岡市熊倉一丁目10番地5	
	小松崎雅弘	真岡市亀山322番地9	
	桜井 健二	真岡市亀山295番地5	
	佐藤 正二	真岡市亀山316番地3	
	高丸 正一	真岡市亀山301番地5	
	竹田 敏男	真岡市亀山432番地1	
	野口 奉夫	真岡市亀山340番地58	
古井 守	真岡市亀山375番地1		

○都市計画決定図書の写しの縦覧

宇都宮市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により令和5（2023）年2月15日に決定した、宇都宮都市計画地区計画（宝木本町仁良塚タウン地区計画）の関係図書の写しを同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和5（2023）年2月24日

栃木県知事 福田 富一

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

令和5（2023）年2月24日

栃木県知事 福田 富一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
河内郡上三川町大字石田字天神前1628番2、1630番3	河内郡上三川町大字石田1628番地	國 谷 光 男
河内郡上三川町大字上三川字下原3933番11	河内郡上三川町大字下蒲生9番地2	株式会社須田
芳賀郡益子町大字大沢字石川前134番1、134番2、135番1、136番1、137番1、138番7	東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブンーイレブン・ジャパン
芳賀郡芳賀町大字東水沼字前久保2075番6	真岡市長田一丁目9番地1クオレットィA101	鈴木 聡 美 鈴木 裕 也
下都賀郡野木町大字野渡字堀切1052番4	茨城県古河市中央町二丁目6番7号イストワール103号室	時 吉 伸 也

塩谷郡高根沢町大字栗ヶ島字海老川832番2

宇都宮市細谷町654番地4 県営宝木  
住宅10号棟21号室

加藤和彦

(都市計画課)

## 栃木県道路公社

## 栃木県道路公社公告第1号

栃木県道路公社管理に係る「宇都宮鹿沼道路」「日光宇都宮道路」の障害者料金割引を次のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定に基づき公告します。

令和5(2023)年2月24日

栃木県道路公社

理事長 江連隆信

## 1 料金

## (1) 宇都宮鹿沼道路

障害者割引については、以下を対象に現金で徴収する料金の割引率を5割以下とする。

## ① 割引を適用する自動車

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下のイ又はロの要件を満たすものとして、栃木県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車

イ 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、栃木県道路公社が別に定めるもの

ロ 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級（下表の左欄に掲げる障害の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる等級に該当する障害を有する者及び同表の左欄に掲げる障害を2以上有し、その障害の総合の程度が同表の右欄に準ずる者をいう。）又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発児第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき栃木県道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、栃木県道路公社が別に定めるもの

また、上記イ又はロの要件を満たす自動車以外の自動車であっても、栃木県道路公社が別に定めるものについては、栃木県道路公社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。

障害の区分		障害の程度
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障害		2級及び3級
肢 体	上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2
	下肢不自由	1級、2級及び3級の1
	体幹不自由	1級から3級までの各級

不 自 由	乳幼児期以前の非進行性の脳 病変による運動機能障害	上肢機能障害	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
		移動機能障害	1級から3級までの各級（一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
内 部 障 害	心臓機能障害		1級から4級までの各級
	じん臓機能障害		1級から4級までの各級
	呼吸器機能障害		1級から4級までの各級
	ぼうこう又は直腸機能障害		1級から3級までの各級
	小腸機能障害		1級から4級までの各級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から4級までの各級
	肝臓機能障害		1級から4級までの各級

## (2) 日光宇都宮道路

障害者割引については、以下を対象に徴収する料金の割引率を5割以下とする。

## ① 割引を適用する自動車

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下のイ又はロの要件を満たすものとして、栃木県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車

イ 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、栃木県道路公社が別に定めるもの

ロ 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級（下表の左欄に掲げる障害の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる等級に該当する障害を有する者及び同表の左欄に掲げる障害を2以上有し、その障害の総合の程度が同表の右欄に準ずる者をいう。）又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき栃木県道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、栃木県道路公社が別に定めるもの

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により通行料金の支払を行おうとする場合は、栃木県道路公社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード〔会社との契約に基づきETCカード〔建設省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」という。）が公告したETCシステム利用規程（以下「利用規程」という。）第3条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。〕を発行する者から貸与を受けたETCカードをいう。以下同じ。〕又はETCパーソナルカード（六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するETCカードをいう。以下同じ。）と車載器（利用規程第3条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する場合に限る。

また、上記イ又はロの要件を満たす自動車以外の自動車であっても、栃木県道路公社が別に定めるも

のについては、栃木県道路公社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車がETCシステムを利用して無線通行により料金所を通行し通行料金の支払を行おうとする場合は、栃木県道路公社が別に定める方法により通行する場合に限る。

障 害 の 区 分		障 害 の 程 度	
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1	
聴覚障害		2級及び3級	
肢 体 不 自 由	上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2	
	下肢不自由	1級、2級及び3級の1	
	体幹不自由	1級から3級までの各級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳 病変による運動機能障害	上肢機能障害	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
		移動機能障害	1級から3級までの各級（一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
内 部 障 害	心臓機能障害	1級から4級までの各級	
	じん臓機能障害	1級から4級までの各級	
	呼吸器機能障害	1級から4級までの各級	
	ぼうこう又は直腸機能障害	1級から3級までの各級	
	小腸機能障害	1級から4級までの各級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から4級までの各級	
	肝臓機能障害	1級から4級までの各級	

2 変更理由

高速道路株式会社が1人1台要件緩和とオンライン申請の導入を進めていることから地方道路公社でも有料道路事業者共通の制度として措置を図るため、導入するものである。

3 実施期日

令和5(2023)年3月27日